第７章　建設適地

１．ごみ処理施設の適地

（１）位置選定

ごみ処理施設は、快適な都市生活を維持する上で欠かせないものであるにもかかわらず、二次公害に対する不安を拭い去ることが難しく、一部の市民からは迷惑施設と見なされ、その建設場所の選定にあたっては、困難を伴うケースが少なくありませんでした。

しかし、近年においては、地球的規模での環境・資源保全の意識が高まり、再生利用を目的とした分別収集の徹底、効率的な再資源化を可能にする新処理技術の開発等が進められています。さらに、ダイオキシン類などの有害物質を高度に除去する技術の確立等により、ごみ処理施設は、安全で信頼性の高い施設へと改善されてきています。

このような状況を踏まえ、適地の選定については、高性能で安定して稼動する処理技術を採用し、生活環境影響調査を適切に行うことはもちろんですが、地域住民の合意を踏まえて、土地利用規制等関係法令を満足するものとしなければなりません。併せて、施設には、発電や熱供給を行う機能等を持たせ、地域還元施設として位置づけることにより、地域に受入れやすいものとして計画することが重要となってきています。

廃棄物処理施設の計画に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第１項第３号のごみ焼却場が都市施設※に該当するため、都市計画として定める必要があります。都市計画の考え方として、昭和 35 年に作成された旧建設省の計画標準（案）、平成 20 年に作成された国土交通省の都市計画運用指針が示されています。

※　都市施設とは、私たちが都市で生活し、学び、仕事などをするためには、みんなが共同で利用する道路、公園、下水道やごみ焼却場などがあり、無くてはならないものです。
　都市計画では、将来のまちづくりを考えて、このような都市の骨組みを形づくっている都市施設の位置、規模、構造などを定め、計画的に整備しています。

（２）既存施設の選定経過

旧田辺町は、昭和 36 年度に現在の田辺ボケ谷地（ボケ谷 58 番地、他）において、約 800 ㎡の用地を確保し、CH 式自然通風型焼却炉４ｔ/日を整備し、三輪ダンプカー１台により収集したのが始まりです。

その後人口が徐々に増加しはじめ、ごみ量も増加してきたことから収集車を増車するとともに、昭和 44 年度に同型焼却炉４ｔ/日を増設しました。さらに、大規模な宅地開発が進み、ますます人口が増加するに伴い、各家庭から排出されるごみ質も生活様式の変化により多種多様化し、ごみ量も大幅に増加してきました。このような状況から昭和

46 年度に１日８時間運転、焼却能力 30ｔ/日の機械式バッチ燃焼式焼却炉を建設し、昭和 47 年度から可燃物と不燃物を分別して、週２回の収集体制をとり市民サービスの向上を図り、昭和 49 年度に 15ｔ/日の同型焼却炉を増設し、合計 45ｔ/日（８ｈ）の焼却炉においてごみ処理に対応してきました。

昭和 55 年になると、当時の機械バッチ式焼却炉 45ｔ/８ｈが、収集したごみを貯えて焼却するというフローではないこと（ごみピットがない）、さらには焼却炉の老朽化等により定常的な温度管理ができず、不完全燃焼となる等、ばいじん、悪臭により環境を阻害する状態になりました。

このようなことから、急激な都市化と人口増加に伴うごみの適正な処理に対応するため現在の焼却施設 80ｔ/日（准連続焼却炉 16 時間運転 40t×２炉）が昭和 61 年 12 月に竣工しました。

平成９年にはダイオキシン類発生防止等ガイドラインなどが策定され、平成 12、13 年には焼却施設の排ガス高度処理施設整備（基幹更新）、平成 21 年には焼却施設の煙突工事、総合支援システムの更新を行い現在に至っています。

①都市施設としての位置づけ

本市は全域が都市計画区域に指定され、昭和 46 年に線引き、昭和 48 年には用途地域が指定されました。

その後、道路、公園、下水道等が整備され、それぞれが都市施設として都市計画決定がされています。ごみ焼却場も都市計画法に掲げられた都市施設に該当し、都市計画法 11 条には「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。」とされており、同条第２項には、「都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。」とされています。

昭和 58 年当時のごみ焼却場の位置（田辺町田辺ボケ谷 58 番地、他）については、昭和 36 年から 20 年以上の間ごみ焼却場として旧田辺町で焼却処理を行ってきており、敷地は約 2.5ha あり、また、地元の同意も得られていることから、都市計画の都市施設として将来的にも町全域のごみ処理場としての位置づけるべきとして、昭和 58 年 11 月 8 日、旧田辺町町づくり審議会から「ごみ焼却場の決定について」答申を受けています。

田辺町ごみ焼却場の決定（田辺町決定）　　（当時の原案）

都市計画　田辺町環境衛生センター甘南備園ごみ焼却場を次のように決定する。

名　　称	位　　置	面　　積	備　　考
田辺町環境衛生センター甘南備園ごみ焼却場	京都府綴喜郡田辺町大字田辺小字ボケ谷 58 番地、他	約 2.5ｈａ	ごみ焼却能力 80ｔ/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

既設炉の老朽化による稼働率の低下と田辺町内のごみの増加に対処する処理施設を本案のように決定しようとするものである。

②関西文化学術研究都市構想との整合性と方向づけ

当時、我が国の文化、学術研究の向上と産業振興への寄与を目的として、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵において、関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設構想が調査・検討されましたが、計画設対象区域は同志社大学用地より南部の地域であり、特に 105ha の市街化調整区域については計画が示されていない状況であり、また、学研都市構想において、計画区域の設定は構想としてあるものの、具体的な研究機関、道路交通網、住宅等の規模は示されていない状況でした。

そのような中で、ごみ焼却場の計画は、学研都市構想の市街化調整区域の計画を除外したかたちで関係機関と協議を行いました。

③関係機関との事前協議

ごみ焼却場の都市計画決定について、本来なら都市計画法に基づき、土地利用計画を定めごみ焼却場の位置決定をして、施設の建築を行うものでありますが、学研都市構想の目標は 20 年程度先とされており、ごみ焼却場の計画目標年次は７年先と大きな隔たりがありました。

以上の諸条件を考慮すると、ごみ焼却場の計画決定の時期は、学研都市構想が確定したのちに決定すべきと考えられたことから、都市計画決定は見送られ、当時のごみ焼却場の建設については、建築基準法第 51 条第１項により建築物許可申請で進めるものとされました。

京田辺市ごみ焼却施設建設の経緯

	概　　要
1951.4.　(S26.4)	大住村、草内、三山木村、普賢寺村の編入統合
1961 (S36)	焼却炉設置（CH式自然通風型4t/８ｈ・日）
1962 (S37)	城南衛生管理組合設立
1969 (S44)	焼却炉増設（CH式自然通風型4t/８ｈ・日）
1971.6 (S46.6)	焼却炉更新（バッチ燃焼式焼却炉15t/8ｈ×2基）
1974 (S49)	焼却炉増設（バッチ燃焼式焼却炉15t/8ｈ）
1982.2 (S57.2)	町企画小委員会で単独で施設更新を進めることを決定。 （広域処理、現施設延命増設、後継施設建設）
1983.3.24 (S58.3.24)	田辺区から要望書の提出（早急なる建替）
1983.4.11 (S58.4.11)	一休ヶ丘区から要望書の提出（早急なる建替）
1983.9.19 (S58.9.19)	田辺区「ごみ処理施設の改築に伴う要望」に対する本市回答（同意）
1983.10.25 (S58.10.25)	一休ヶ丘区「ごみ処理施設の改築に伴う要望」に対する本市回答（同意） 「ごみ処理施設の改築に伴う要望」に対する説明会
1983.11.8 (S58.11.8)	田辺町町づくり審議会（答申）「ごみ焼却施設、約2.5ha」
1983.11.9 (S58.11.9)	都市施設の都市計画決定（事前協議） →関係機関より「学研構想が具体化していない。建築基準法の但し書きで行う。」旨指示。
1986.12 (S61.12)	焼却施設更新（准連続燃焼式焼却炉流動床40t/16h×2基）
1997.1 (H9.1)	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン） 大気汚染防止法改正（ダイオキシン類の追加） 廃棄物処理法改正（恒久的なダイオキシン対策）
2000.7 (H12.7)	排ガス高度処理施設整備～平成13年度末
2008 (H20年度)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針」において、広域的取組の必要性（都道府県を超えた広域化についても考慮すること。）が明記された。
2009 (H21年度)	煙突補修工事・総合計装システムの更新

（３）ごみ処理施設の適地

ごみ処理施設の更新については、今まで、甘南備園で焼却施設が更新されてきた経緯を踏まえると、昭和 58 年当時、関係機関から学研都市構想が具体化していないという理由から、都市計画法第 11 条に掲げられた都市施設である「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られましたが、決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会からの答申など、十分な検討が行われました。

また、甘南備園の計画位置や規模は、計画標準（案）（建設省、昭和 35 年）の計画方針や都市計画運用指針（国土交通省、平成 20 年）に示された考え方についても、十分に配慮しているものであります。さらに、現在の土地利用の状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されている地域が、経済性の面からも有利になるものと考えます。

したがって、これらのことを勘案すると、後継施設は甘南備園（拡張を含む。）が最も適した地域と考えます。

①「計画標準（案）」（建設省、昭和 35 年）

都市計画法に基づく都市施設としての位置決定に、計画標準（案）（建設省、昭和 35 年）が示されています。

計画標準案は、「ごみ焼却場」の位置について、以下の条件が示されている。

ア．都市計画区域内に設けることを原則とする。
イ．風致地区内、景勝地内又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。
ウ．ごみの搬入及び焼却後の残滓の処理に便利な場所を選ぶこと。
エ．卸売市場、火葬場、と畜場との隣接・併設をさける。
オ．恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。
カ．人の近接しない場所を選ぶこと。
キ．主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。
ク．市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。
ケ．附近 300 メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。

これらの基準は昭和 35 年の示されたものであり、本市が昭和 36 年に整備した最初の焼却炉の時期であり、当時の計画標準を十分に配慮したものとなっています。

②「都市計画運用指針」（国土交通省、平成 25 年 12 月一部改正）

都市計画運用指針（国土交通省、平成 25 年 12 月一部改正）には、位置に関する条件が示されています。

都市計画運用指針は、平成 20 年 12 月に策定され、その都度改訂されてきたものであ

り、現在の都市計画の基本となっています。

都市計画運用指針に示された位置条件について、以下の条件が示されている。

ア．主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。

イ．市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。

ウ．災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。

エ．敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。また、最終処分場は、必要に応じ緑地等を決定し、処分終了後に整備すること等により自然的環境の回復を図ることが望ましい。

オ．ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。

都市計画運用指針の位置条件に示された考え方についても、オを除いて十分に配慮したものとなっています。

今後、区域条件について、「搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。」との考え方を示しており、将来の施設更新を踏まえ検討する必要があります。

２．建設用地条件

（１）建設用地必要面積

熱回収施設（ごみ焼却施設及びガス化溶融施設等）の建設用地必要面積の設定について、「都市計画マニュアル」に基づくごみ焼却場の標準敷地面積を表７－１に示します。

参考として、施設規模 70t/日の場合の標準敷地面積は、10,500m^2 と試算でき、施設規模 180t/日の場合の標準敷地面積は 27,000m^2 と試算できます。

表７－１　ごみ焼却施設の標準敷地面積（参考）

施設名	規模	標準敷地面積(m^2)
ごみ焼却場	10t/日につき	1,500
	70t/日（本市単独）	10,500
	180t/日（広域処理）	27,000

出典：都市計画マニュアル第２巻　都市施設「6　供給処理施設編」P169

（２）建築面積

熱回収施設（ごみ焼却施設及びガス化溶融施設等）の建築面積は、全連続燃焼式焼却炉の施設規模と建築面積との関係からの近似式より求めました。

参考として、施設規模 70t/日の場合の建築面積は、3,090m^2 と試算でき、施設規模 180t/日（２炉）の場合の建築面積は、4,720m^2 と試算できます。

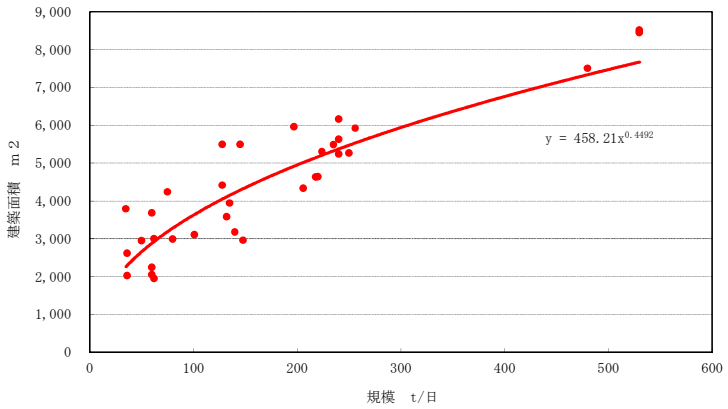

施設規模	炉数	建築面積	サイズ
70 t/日	２炉	3,090 m^2	52m×60m
180 t/日	２炉	4,720 m^2	79m×60m

図７－１　全連続燃焼式焼却炉における施設規模と建築面積との関係図（参考）